

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名：空港等又は航空保安施設の工事完成検査
- ② 手続根拠：航空法（以下「法」という。）第42条第1項
- ③ 手続対象者：空港等の設置者又は航空保安施設の設置者
- ④ 提出時期：設置許可に係る施設の工事が完成したとき
- ⑤ 提出方法：申請書を作成し、空港等又は航空保安施設の所在地を管轄区域とする地方航空局の担当者（空港部管理課（空港等）、保安部管制技術課（航空保安無線施設）、保安部航空灯火・電気技術課（航空灯火））へ提出して下さい。
- ⑥ 手数料：あり（法第135条及び航空法関係手数料令第5条（空港等）及び第6条（航空保安施設）
- ⑦ 添付書類・部数：航空法施行規則第83条（空港等）、第100条（航空保安無線施設）及び第118条（航空灯火）に定めるところによる。
- ⑧ 申請書様式：様式の特定はなし
- ⑨ 記載要領・記載例：⑤提出方法に記載した提出先となる担当課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先：

東京航空局

空港部管理課 03-5275-9317

保安部管制技術課 03-5275-9324

保安部航空灯火・電気技術課 03-5275-9296

大阪航空局

空港部管理課 06-6949-6213

保安部管制技術課 06-6949-6231

保安部航空灯火・電気技術課 06-6949-6527

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：①提出先に同じ。

④ その他：東京航空局の管轄区域（東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、栃木県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県、山形県、秋田県、福島県、宮城県、岩手県、青森県及び北海道）

大阪航空局の管轄区域（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、石川県、富山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県）

3. 手続情報

① 審査基準：法第42条第2項に定めるところによる。

②標準処理期間：なし

③不服申立方法：行政不服審査法の規定による。